

町会等除雪報償金について

【交付目的】

冬期間の生活道路における安全な通行を確保するため、市が除雪を行う路線以外の狭隘な生活道路の除雪を行う町会等に対し、報償金を支給し、地域が行う自主的な除排雪活動を支援します。

町会等：字の区域、その他弘前市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体及び特定非営利団体法人
生活道路：市道及び地域住民が日常生活で利用している道路（もっぱら個人が使用するための通路は除きます。）

【対象路線】

市が除排雪を行う以外の狭隘な生活道路
・小路除排雪路線は対象外となります。

【対象団体】

・弘前市内の町会又はその他これに準ずる団体
・特定非営利活動法人

【実施期間】

12月1日から翌年の実施報告書等提出日まで
※年度内（翌年3月31日まで）に作業を完了し実施報告書等を提出すること。

【報償金額】

除雪を行う生活道路延長に1mあたり200円を乗じた額。

【除雪方法】

機械使用、人力は問いません。ただし、小型除雪機町会貸出事業により、市の小型除雪機を使用しての除雪は対象外となります。

【報償金交付について】

報償金の交付を受けようとする町会等は、対象路線の除雪終了後、期間内に下記書類の提出が必要になります。

・実施報告書
・作業写真台帳（作業前・作業後※作業中の写真は不要）

【提出書類期間】

12月1日から翌年3月31日迄

【審査及び報償金交付決定について】

提出された書類の内容を審査し、報償金交付決定後30日以内に指定口座に交付額を振り込みます。なお、口座への交付額振り込みをもって報償金交付決定を通知したものとみなします。

※提出日によっては、年度内の振込みができない場合があります。

担当：弘前市建設部道路維持課
雪対策室
電話：0172-32-8555